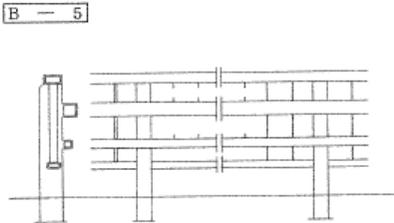
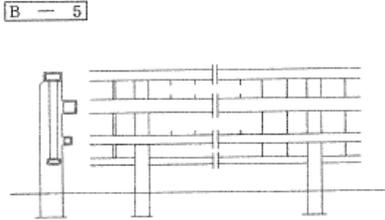


# 土木工事標準積算基準書 一部改正 新旧対照表

工種	橋梁工
----	-----

改正理由	一部改正	現 行	改 正	備 考																																																												
		 <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表 3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>重 連</th> <th>斜 橋</th> <th>曲 線 橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸 縮 継 手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高 欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検 査 路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。                  ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                  (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                  (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                  工場製作における工数単価（直接労務費）は <b>27,500 円</b> とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p>	種 別	重 連	斜 橋	曲 線 橋	桁高変化	平均支間長	伸 縮 継 手	○*	○**	×	×	×	高 欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検 査 路	○*	×	×	×	×	 <p>(注) 工数の補正は、表 3.17 に従って伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路の製作にも適用する。</p> <p style="text-align: center;">表 3.17 付属物の工数の補正</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>重 連</th> <th>斜 橋</th> <th>曲 線 橋</th> <th>桁高変化</th> <th>平均支間長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伸 縮 継 手</td> <td>○*</td> <td>○**</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>高 欄</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>橋梁用防護柵</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○***</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>検 査 路</td> <td>○*</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">○：補正を行う      ×：補正を行わない</p> <p>(注) *：伸縮継手、検査路の重連による補正は、表 3.8 の補正を適用する。ただし、連数は橋梁本体と同様とする。                  **：伸縮継手の斜橋による補正は、表 3.9 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。                  ***：高欄、橋梁用防護柵の曲線による補正は、表 3.10 の「箱桁形式以外」の場合の補正を適用する。</p> <p>(4) 単独で、伸縮継手、高欄、橋梁用防護柵、検査路を発注する場合の積算にあたっては、間接工事費の取扱いは、鋼橋工場製作工事と同じとする。                  なお、ゴム系伸縮継手の積算にあたっては、「第VI編第2章⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」による。</p> <p>(5) 鋼橋工場製作工事に係る支承の積算は製品価格（支承メーカーの販売価格）を材料費明細書に計上し、工場管理費の取扱いは一般の鋼材と同様とする。                  (イ) 支承の運搬は、一般橋梁部材の運搬と同じ扱いとし、運搬部材質量の中に入れて積算する。                  (ロ) 支承の塗装は、中塗り、上塗りを現場塗装として計上するものとする。</p> <p>3-2 製作工労務単価                  工場製作における工数単価（直接労務費）は <b>27,800 円</b> とする。</p> <p style="text-align: center;">IV-7-①-14</p>	種 別	重 連	斜 橋	曲 線 橋	桁高変化	平均支間長	伸 縮 継 手	○*	○**	×	×	×	高 欄	×	×	○***	×	×	橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×	検 査 路	○*	×	×	×	×	<p>単価改正</p>
種 別	重 連	斜 橋	曲 線 橋	桁高変化	平均支間長																																																											
伸 縮 継 手	○*	○**	×	×	×																																																											
高 欄	×	×	○***	×	×																																																											
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																											
検 査 路	○*	×	×	×	×																																																											
種 別	重 連	斜 橋	曲 線 橋	桁高変化	平均支間長																																																											
伸 縮 継 手	○*	○**	×	×	×																																																											
高 欄	×	×	○***	×	×																																																											
橋梁用防護柵	×	×	○***	×	×																																																											
検 査 路	○*	×	×	×	×																																																											